欧州・中央アジア

国又は地域	単位	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定される手数料（渡航先追加）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定される手数料（渡航書）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	4,100	8,000	3,800	7,700	2,800	2,600
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	387	753	360	727	267	247
チェコ	ｺﾙﾅ	870	1,690	810	1,630	600	550
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	265	515	245	495	180	170
ドイツ	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	135	263	126	253	93	86
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	415	805	385	780	285	265
バチカン	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	14,100	27,600	13,200	26,600	9,800	9,000
フィンランド	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
フランス	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ブルガリア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	121	235	113	227	83	77
ベルギー	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	149	290	138	279	103	95
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	68	133	64	128	47	44
ポルトガル	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
マルタ	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	685	1,334	638	1,287	472	437
ラトビア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
リトアニア	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ルーマニア	ﾚｲ	175	340	165	330	120	110
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	35	68	33	66	24	22
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	3,370	6,570	3,140	6,340	2,330	2,150